

業務災害補償規程

第1条(目的)

本規程は、ホルツ株式会社(以下「会社」という。)の従業員が業務上および通勤途上において労働災害を被った場合に、労災保険に基づく保険給付の他、会社が行う補償について定める。

第2条(適用の範囲)

本規程は、以下の者に適用する。

- ・正社員
- ・契約社員
- ・パートタイマー
- ・アルバイト
- ・会社の現場で従事中の下請負人

第3条(支給事由)

支給事由は、第8条に定める業務災害保険契約の支払い事由による。なお、第8条の定める免責事由に該当する場合は、支給しない。

第4条(支給額)

本規程による補償金の支給額は、第8条に定める業務災害保険契約に基づき、契約先保険会社より支給される金額とする。

なお、補償金の支給額は

- ・死亡補償金 1,000万円
- ・後遺障害補償金 40万円から1,000万円
- ・入院補償日額 5,000円
- ・通院補償日額 3,000円
- ・手術保険金

2 前項の補償金は、災害付帯費用特約保険金等、受給者に対する災害補償給付以外の費用・損失の補填に充当されるものを除く。

第5条(民法等による損害賠償との関係)

会社は、本規程に定める補償を行った場合、同一事由については、その価額の限度において民法等による損害賠償の責任を免れる。

第7条(受給者の範囲)

本規程による補償は、第2条の適用範囲の者に支給する。

2 従業員本人の死亡の場合は、遺族に支給する。なお、支給する遺族の範囲および順位について

は、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

第7条(認定の基準)

第4条の補償金の算出方法(入院期間および通院日通の認定、後遺障害の認定、手術保険金の認定等)については、第8条に定める業務災害保険の契約先保険会社の基準を準用する。

第8条(保険の手配)

第2条の適用範囲の者を補償対象者とする業務災害保険契約を、東京海上日動火災保険会社と締結し、この保険金の支給をもって本規程による補償金とする。

ただし、災害付帯費用特約の保険金等、受給者に対する災害補償給付以外の費用・損失の補てんに充当されるものを除く。

第9条(第三者行為に関する取扱い)

本規程に定める補償を行うにあたり、第三者の加害行為により、被災従業員が受けた損害賠償金等の調整は、行わない。

第10条(事故の通知)

従業員またはその遺族が、本規程に基づいて補償を受けようとするときは、事故発生後速やかに会社に通知しなければならない。

第11条(書類の提出)

前条の通知により、会社は、保険金を受領するために必要とする書類の提出を求めることがある。その場合は、速やかに会社の指示する書類を提出しなければならない。

第12条(対象従業員への周知)

本規程の内容については、会社は、就業規則に準じて対象従業員に周知するものとする。

第13条(既定の変更・廃止)

第8条に定める業務災害保険の内容に変更があった場合は、会社は、変更後の内容を対象従業員に周知するものとする。

2 会社は、第8条に定める業務災害保険を解約することがある。その場合は、本規程も同時に廃止し、対象従業員に周知するものとする。

付則

本規程は、令和8年2月1日より実施する。